

## 新任教育の教育時間数(新旧比較)

### 【教育時間数の算出方法】

- ① 免除の規定を受けず、基本教育及び業務別教育の両方を行う必要がある場合は、教育時間数を統合。
- ② 現行で30時間以上必要な警備員の教育時間数を、現行規則改正前(20時間以上(現行の3分の2))に短縮。
- ③ ②の短縮を踏まえ、警備員の区分に応じ、必要な教育時間数を、それぞれ3分の2(※)に短縮。
- ④ 業務別教育の教育時間数の短縮を踏まえ、実地教育の上限の教育時間数を2分の1(※)に短縮。なお、基本教育と業務別教育の両方を行う必要がある場合は、実地教育の上限の教育時間数を、実施する業務別教育の教育時間数の2分の1(※)とする。

※ 割り切れない場合、30分以上1時間未満の端数があるときは1時間に切り上げ、30分未満の端数があるときは切り捨てた時間とする。

警備員の区分		新任教育【現行】			新任教育【新】			改正規則の 該当条文 【規則第38条 第4項】	
		基本教育	業務別教育	実地教育の上限	基本教育	業務別教育	実地教育の上限		
一般の警備員 (教育の免除・短縮の対象とならない警備員)		15時間以上	15時間以上	8時間	20時間以上		実施する業務別教育の1/2の教育時間数(上限5時間)	表の一の項	
警備業務1級 検定の合格 証明書の交付を受けている者	当該警備業務に就く場合	免除	免除	-	免除	免除	-	柱書	
	当該検定業務以外に就く場合	当該警備業務経験者	免除	5時間以上	3時間	免除	3時間以上	2時間	表の三の項
		当該検定業務以外に就く場合	免除	15時間以上	8時間	免除	10時間以上	5時間	表の二の項
警備業務2級 検定の合格 証明書の交付を受けている者	当該警備業務に就く場合	免除	免除	-	免除	免除	-	柱書	
	当該検定業務以外に就く場合	当該警備業務経験者	免除	5時間以上	3時間	免除	3時間以上	2時間	表の三の項
		当該検定業務以外に就く場合	免除	15時間以上	8時間	免除	10時間以上	5時間	表の二の項
警備員指導 教育責任者 資格証の交付を受けている者	当該警備業務に就く場合	免除	免除	-	免除	免除	-	柱書	
	当該資格業務以外に就く場合	当該警備業務経験者	免除	5時間以上	3時間	免除	3時間以上	2時間	表の三の項
		当該資格業務以外に就く場合	免除	15時間以上	8時間	免除	10時間以上	5時間	表の二の項
機械警備業務 管理者資格者証の交付を受けている者	当該警備業務に就く場合	15時間以上	免除	-	10時間以上	免除	-	表の四の項	
	警備業務経験者	元警察官	5時間以上	免除	-	3時間以上	免除	-	表の五の項
		当該警備業務以外に就く場合	5時間以上	免除	-	3時間以上	免除	-	表の五の項
警備業務経験者(※1)	当該警備業務に就く場合	5時間以上	5時間以上	3時間	7時間以上		実施する業務別教育の1/2の教育時間数(上限2時間)	表の六の項	
	当該警備業務以外に就く場合	5時間以上	15時間以上	8時間	13時間以上		実施する業務別教育の1/2の教育時間数(上限5時間)	表の七の項	
元警察官(※2)		5時間以上	15時間以上	8時間	13時間以上		実施する業務別教育の1/2の教育時間数(上限5時間)	表の七の項	

※1 警備業務経験者…最近3年間に警備業務に従事した期間が通算して1年以上である警備員(業務別教育は従事させようとする当該警備業務に係るものに限る。)

※2 元警察官…警察官の職にあった期間が通算して1年以上ある警備員